

平成 21 年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（新規採択分）
応募に当たっての留意事項

1 本事業について

- (1) 本事業は、国の事業として、国に代わり受託者が実施するものです。助成（補助）ではありません。
- (2) 本事業は、研究開発成果に基づく実証を対象としています。研究段階、事業化段階に該当するものは対象となりません。
- (3) 本事業は、提案型公募により実施者を選定します。応募要領第 2 をご確認のうえ、提案する内容に適すると思われる対象課題を選んでご応募ください。同じ内容で両方の課題に応募することはできません。

2 応募から審査まで

(1) 応募資格

応募には、平成 19・20・21 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」又は「物品の製造」が必要となりますので、応募提出締切日までに取得ください（なお、時間を要する場合がありますので、早めの申請をお願いします）。

(2) 提出書類について

- ① 本事業へ応募する者は、企画競争参加表明書を 4月10日（金） までに提出してください。
- ② 応募要領第 8 に基づいて企画提案書等を作成し、4月22日（水） までに必要部数を提出してください。
なお、応募要領に添付されている様式を基本として作成していただきますが、様式に拠り難い場合は適宜様式を調整して構いません。
- ③ 企画提案書において、本事業全体実施体制、体制図について、わかりやすく記載してください。
- ④ 実証施設等の設置は、原則として平成 21 年度内に完了させることとします。
また、平成 21 年度には、実証施設等の設置及び技術実証の両方を行ってください。
- ⑤ 再委託、外注を予定している場合は、再委託等を予定している内容（再委託先、理由、実施内容、予定金額）がわかる資料を添付してください。
- ⑥ 見積書のうち、平成 21 年度分については、契約内容の基礎となりますので、精査の上詳細に記載してください。
- ⑦ 施設等の設置場所に係る借料が必要な場合は委託費から支出可能です。

(3) 審査について

審査は、応募要領第 11 に基づいて行います。審査の手順については、「事業の流れ」をご参照ください。

企画提案会の開催は 5 月中旬を予定していますが、企画提案会の案内をします。
また、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

3 契約について

(1) 契約の締結

- ① 審査委員会から推薦された契約候補者の中から林野庁長官が契約者を決定し、契約締結のための協議等が調った後契約を締結します。
- ② 契約に当たっては、提出された企画提案書及び見積書に基づき契約書を作成しますが、企画内容及び委託費の限度額等について精査の上協議し、修正を求める場合があります。契約締結時には契約限度額が示されますが、これは事業実施の結果に対して支払うことができる上限であり、この全額が必ず支払われるものではありません。なお、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。
- ③ 本事業は基本的に5年間の事業ですが、年度ごとに公募及び契約の手続きを行うものであり、次年度以降の契約を保証するものではありません。

(2) 契約期間について

- ① 本事業の契約期間は、契約締結日から平成22年3月19日(金)までとします。
- ② ただし、実証施設等の保守管理業務等が必要な場合は、平成22年3月31日(水)までを契約期間とし、施設整備及び実証等を①の期日までに終えた後、保守管理等の業務を行うこととします。

4 事業開始から終了まで

(1) 進行管理

- ① 事業の実施に当たっては、林野庁と協議・調整を行いながら進めることとします。
- ② 実証施設等の設置は、原則として平成21年度内に完了させることとします。
- ③ 実証施設における技術実証又は並行して研究室等で行う導入技術の開発・改良等は、平成21年度においても必ず行ってください。
- ④ 契約締結期限までに、実証結果等の事業成果を取りまとめて報告書等を提出していただきます。

(2) 物品・財産の取扱いについて

- ① 本事業により取得した物品及び財産は基本的に全て林野庁の所有となります。
- ② 委託事業実施中の物品及び財産については、善良な管理者の注意を持って管理していただきます。
- ③ 委託事業終了後の物品及び財産の取扱いについては、別途、国へ引き渡しの要否等についてお知らせします。

(3) 知的財産権等の帰属について

本事業により得た特許権等の知的財産権の所有権は、すべて林野庁長官が承継します。

(4) 委託費の支払等について

- ① 委託期間終了後、提出された実績報告書等に基づき検査を行い、当該事業が契約の内容に適合すると認められた場合に、委託費の額を確定し支払を行います。ただし、支払額は事業実施に要した額と契約限度額のいずれか低い方となります。なお、受託者の請求により、必要があると認められる金額については概算払いをすることができます。
- ② 委託事業に係る経費については、帳簿を備え、収入支出の額を記載又は記録し、その出納を明らかにしてください。また、帳簿及びその支出内容を証する証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。